

令和 6 年

第 1 回新居浜市議会定例会議案

令和 6 年 2 月 2 6 日

第 1 回 新 居 浜 市 議 会 定 例 会 議 案 目 次

番 号	件 名	ページ
報告第 1 号	専決処分の報告について	4
報告第 2 号	専決処分した事件の承認について	6
報告第 3 号	専決処分した事件の承認について	7
報告第 4 号	専決処分の報告について	10
議案第 1 号	市道路線の認定、廃止及び変更について	12
議案第 2 号	新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第 3 号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第 4 号	新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第 5 号	新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第 6 号	新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第 7 号	新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第 8 号	新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第 9 号	新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第 10 号	新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第 11 号	新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第 12 号	新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第 13 号	新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第 14 号	新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第 15 号	新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	49
議案第 16 号	新居浜市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案第 17 号	令和 6 年度新居浜市一般会計予算	別冊
議案第 18 号	令和 6 年度新居浜市渡海船事業特別会計予算	別冊

番 号	件 名	ページ
議案第 1 9 号	令和 6 年度新居浜市平尾墓園事業特別会計予算	別冊
議案第 2 0 号	令和 6 年度新居浜市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第 2 1 号	令和 6 年度新居浜市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 2 2 号	令和 6 年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第 2 3 号	令和 6 年度新居浜市水道事業会計予算	別冊
議案第 2 4 号	令和 6 年度新居浜市工業用水道事業会計予算	別冊
議案第 2 5 号	令和 6 年度新居浜市公共下水道事業会計予算	別冊
議案第 2 6 号	令和 5 年度新居浜市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 2 7 号	令和 5 年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 2 8 号	令和 5 年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 2 9 号	令和 5 年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 3 0 号	令和 5 年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 3 1 号	令和 5 年度新居浜市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 3 2 号	令和 5 年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 3 3 号	令和 5 年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊

報 告 第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月9日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 損害賠償の額 20万9,000円

2 損害賠償の相手方 （省 略）

3 事故の概要

令和5年10月12日午前10時30分頃、市道沢津東雲線 （省 略）

において、南進中の公用車が、後方から直進してきた消防自動車に進路を譲るため左に寄った際、相手方自転車置場の屋根に接触し、破損させた。

報 告 第 2 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

令和 5 年度新居浜市一般会計補正予算（第 7 号）

報 告 第 3 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

訴訟上の和解について

⑤

処 分 書

専 決 第 3 号

訴訟上の和解について

国家賠償請求事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月29日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 事 件 名 国家賠償請求事件（松山地方裁判所西条支部令和4年（ワ）第78号）

2 当 事 者

（1）原 告 （省 略）

（2）被 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石 川 勝 行）

3 訴 え の 概 要

平成31年1月31日、原告は、腹痛の症状により救急車を要請したが搬送されず、翌日病院を受診したところ約1か月間の入院となった。

救急隊員が、原告を適切な医療機関へ搬送すべき義務を怠り、搬送しなかった過失により、原告は多大な身体的、精神的苦痛を被ったことから、原告は、被告に対し、国家賠償法第1条第1項に基づき、110万円及びこれに対する平成31年1月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した。

4 和 解 条 項

- (1) 被告は、原告に対し、平成31年1月31日午後9時41分頃原告方付近で行った救命救急活動において、機器を用いたバイタル測定等を行わず、救急車で搬送することなく、その後の対応も原告に対して配慮を欠くものであったことによって、多大な身体的、精神的苦痛を被らせたことにつき、深謝する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

報 告 第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 4 号

損害賠償の額の決定について

小学校の授業中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月30日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 損害賠償の額 7万4,669円

2 損害賠償の相手方 （省 略）

3 事故の概要

令和5年10月11日午前7時40分頃、国領川緑地右岸の城下橋北側多目的広場（郷五丁目乙12番2地先）において、児童がソフトボール投げの練習をしていた際、投げたボールが駐車中の普通自動車に当たり、車両を損傷させた。

議 案 第 1 号

市道路線の認定、廃止及び変更について

市道路線を次のとおり認定し、廃止し、及び変更する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

1 認定する路線

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	経 過 地
88	大江橋若水線	港町甲319番2地先から 徳常町甲545番9地先まで	市道西原東須賀線から南へ市道新 田松神子線を経て徳常町甲545番9 地先まで
1152	繁本町3番線	繁本町甲785番3地先から 繁本町甲770番2地先まで	繁本町甲785番3地先から南へ主要 地方道壬生川新居浜野田線まで
1153	久保田町二丁目4番線	久保田町二丁目甲943番 16地先から久保田町二 丁目甲943番8地先まで	市道久保田中通り線から南へ久保田 町二丁目甲943番8地先まで
1154	中萩町13番線	中萩町2282番174地先 から中萩町2282番180地 先まで	市道中萩中学校南通り線から北へ中 萩町2282番180地先まで
1155	庄内町二丁目2番線	庄内町二丁目1013番3 地先から庄内町二丁目 1013番11地先まで	市道河内庄内線から北へ庄内町二 丁目1013番11地先まで
1156	宇高町三丁目8番1号線	宇高町三丁目1267番4 地先から宇高町三丁目 1267番6地先まで	市道沢津下原線から南へ宇高町三 丁目1267番6地先まで
1157	八幡一丁目6番1号線	八幡一丁目甲574番6地 先から八幡一丁目甲574 番5地先まで	市道前新開中通り線から北へ東回り に八幡一丁目甲574番5地先まで
1158	八幡一丁目6番2号線	八幡一丁目甲574番6地 先から八幡一丁目甲574 番6地先まで	八幡一丁目甲574番6地先から西へ 八幡一丁目甲574番6地先まで
1159	宇高町五丁目15番線	宇高町五丁目554番16 地先から宇高町五丁目 554番10地先まで	市道宇高東3号線から西へ宇高町五 丁目554番10地先まで

1160	本郷一丁目2番線	本郷一丁目896番1地先から本郷一丁目891番1地先まで	本郷一丁目896番1地先から北へ東回りに本郷一丁目891番1地先まで
------	----------	------------------------------	------------------------------------

2 廃止する路線

路線 番号	路線名	起 終 点	経 過 地
88	大江橋久保田線	港町甲319番4地先から繁本町甲770番2地先まで	市道西原東須賀線から県道壬生川新居浜野田線を通り市道前田多喜浜線まで

3 変更する路線

路線 番号	変更前 変更後	路線名	起 終 点	経 過 地
357	変更前	本郷北支線	本郷一丁目878番4地先から中村松木二丁目1342番2地先まで	県道新居浜港線から市道神明土橋線を通り尻無川左岸堤防まで
	変更後	本郷北支線	本郷一丁目878番4地先から中村松木二丁目1331番9地先まで	一般県道新居浜港線から東へ市道神明土橋線を経て北回りに中村松木二丁目1331番9地先まで

提案理由

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、本市における未認定道路を市道に認定し、並びに路線を廃止し、及び変更するため、本案を提出する。

参照条文

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 （省 略）

第 9 条 （省 略）

（路線の廃止又は変更）

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

認定路線位置図

8 8 大江橋若水線



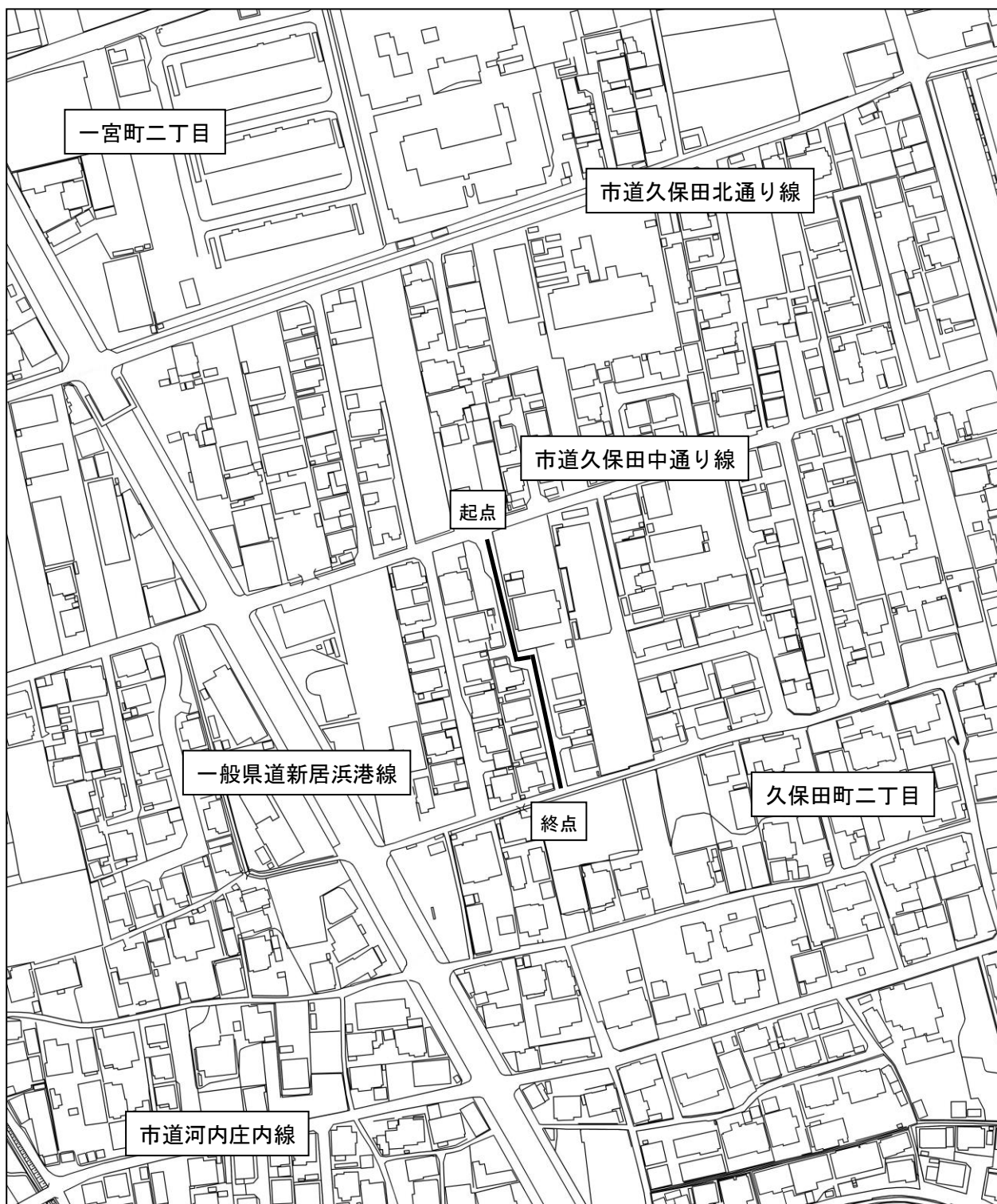
認定路線位置図

1 1 5 2 繁本町 3 番線



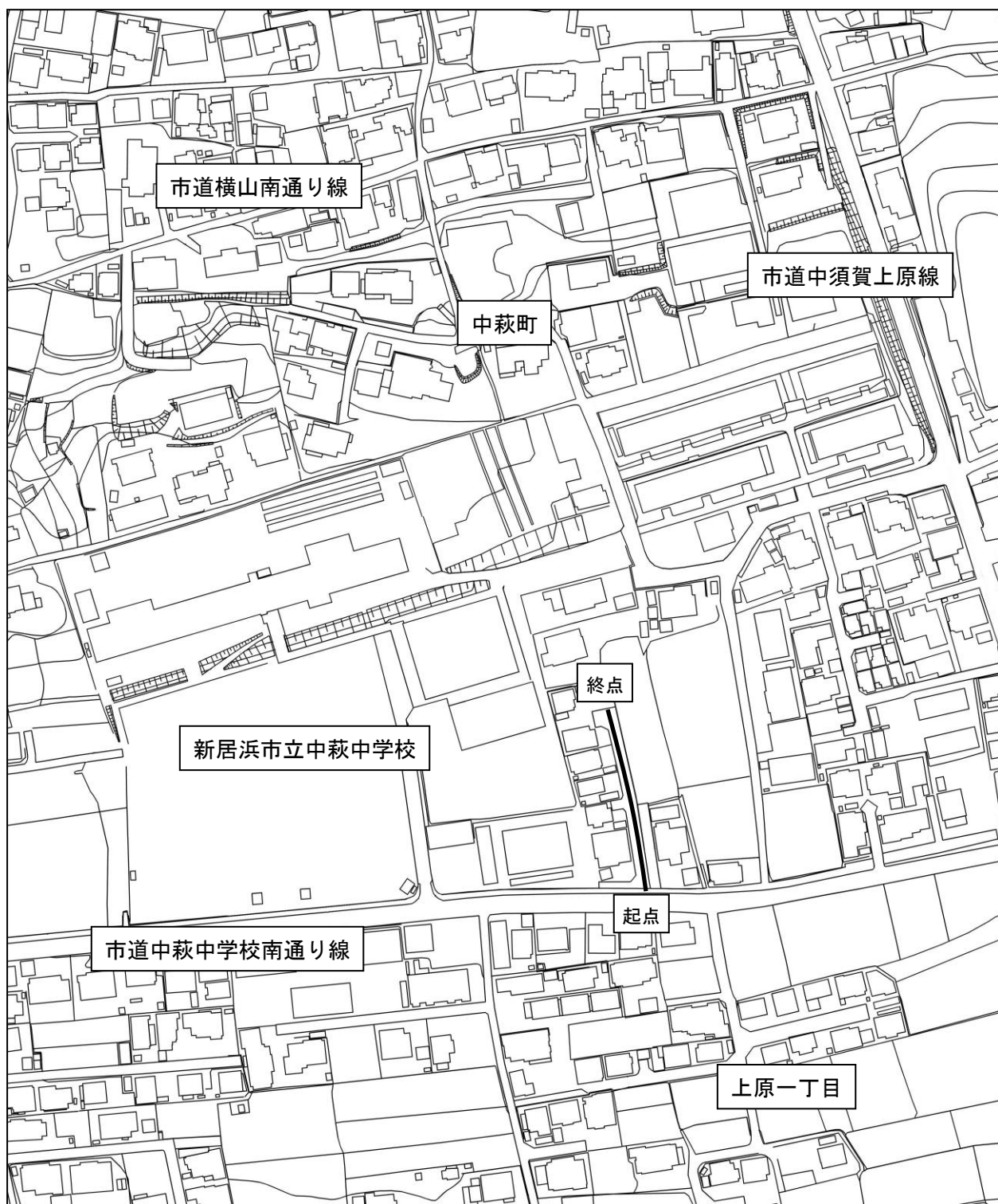
認定路線位置図

1 1 5 3 久保田町二丁目 4 番線



認定路線位置図

1 1 5 4 中萩町 1 3 番線



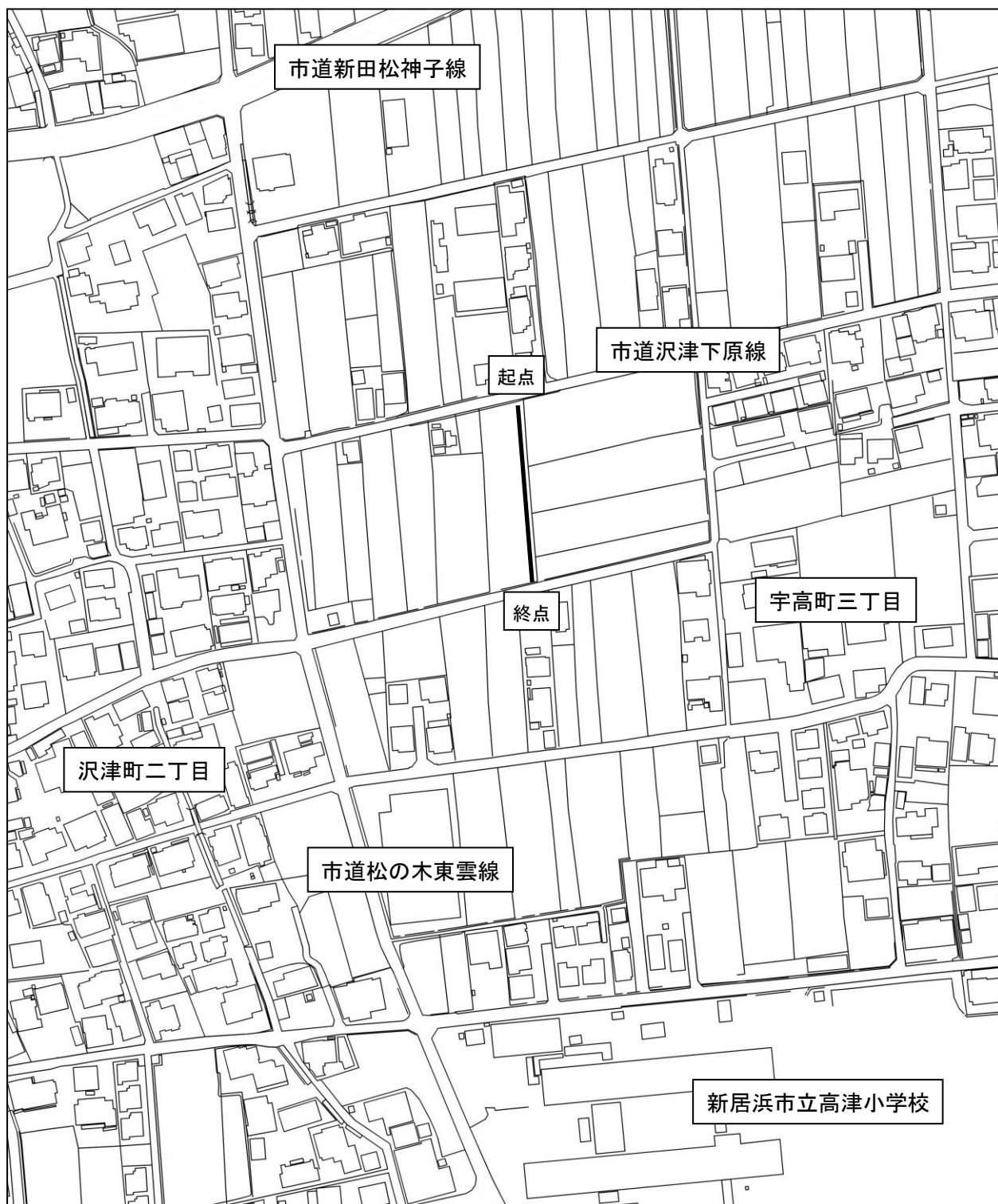
認定路線位置図

1 1 5 5 庄内町二丁目 2 番線



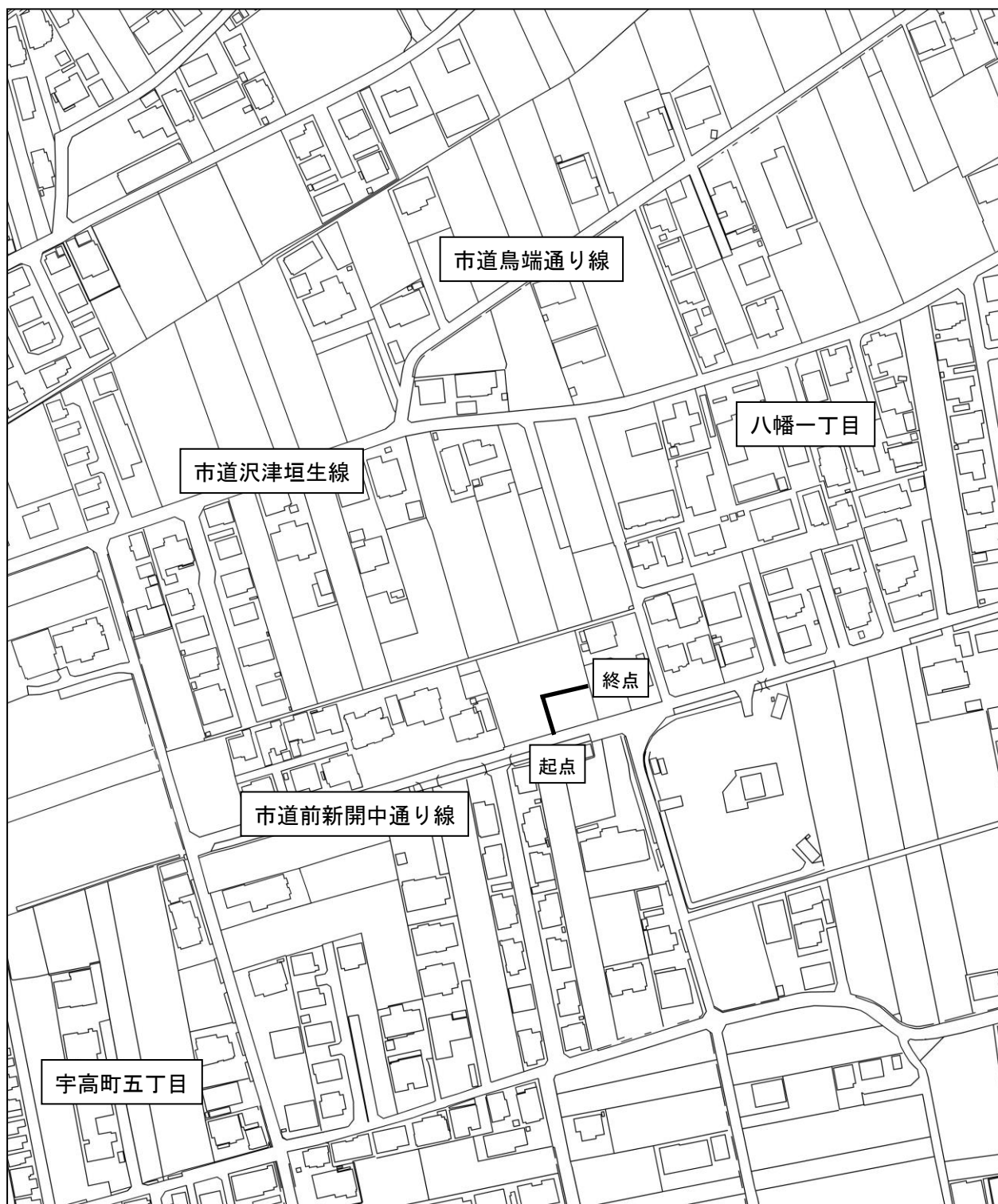
認定路線位置図

1 1 5 6 宇高町三丁目 8 番 1 号線



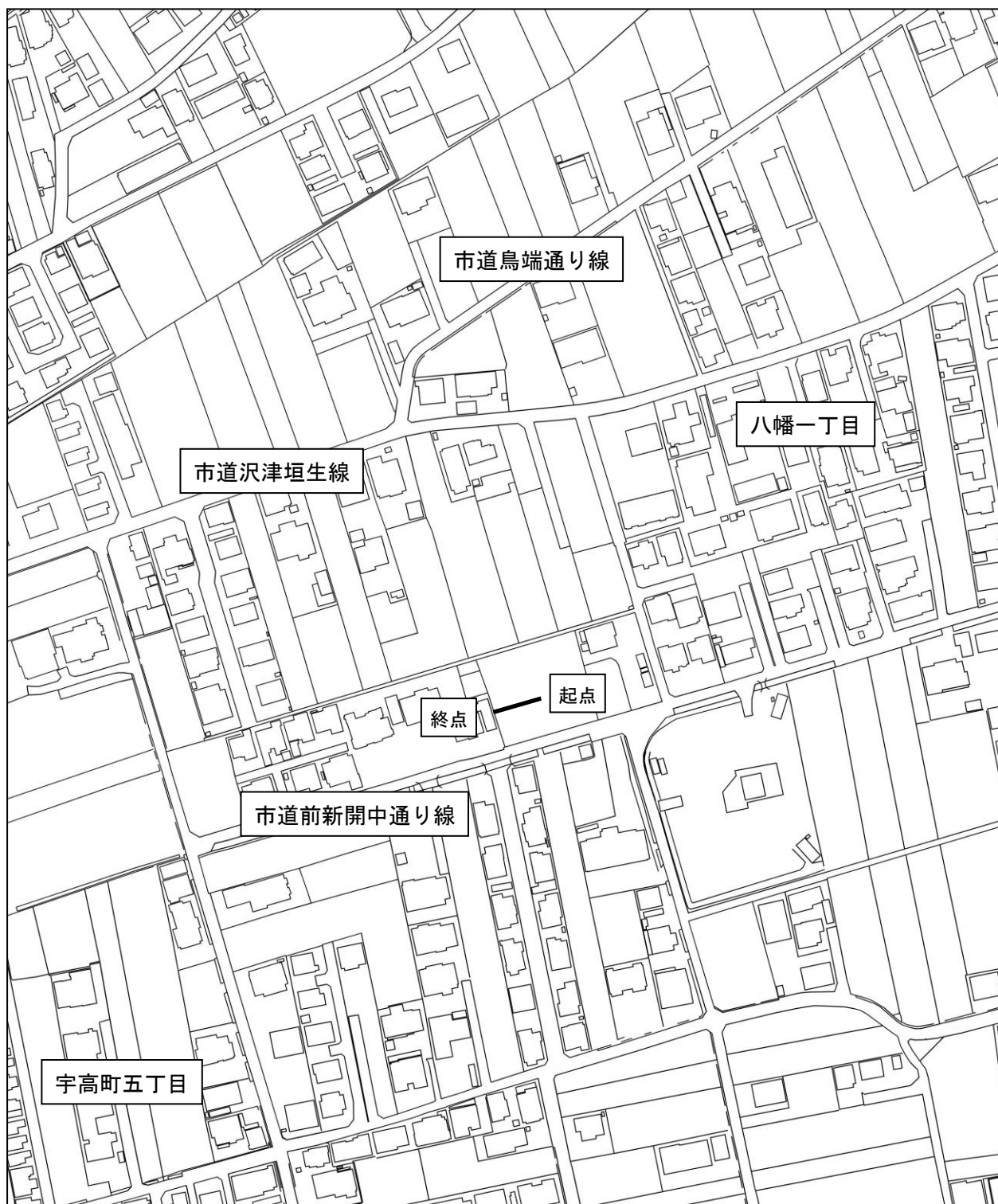
認定路線位置図

1 1 5 7 八幡一丁目 6 番 1 号線



認定路線位置図

1 1 5 8 八幡一丁目 6 番 2 号線



認定路線位置図

1 1 5 9 宇高町五丁目 1 5 番線



認定路線位置図

1 1 6 0 本郷一丁目 2 番線



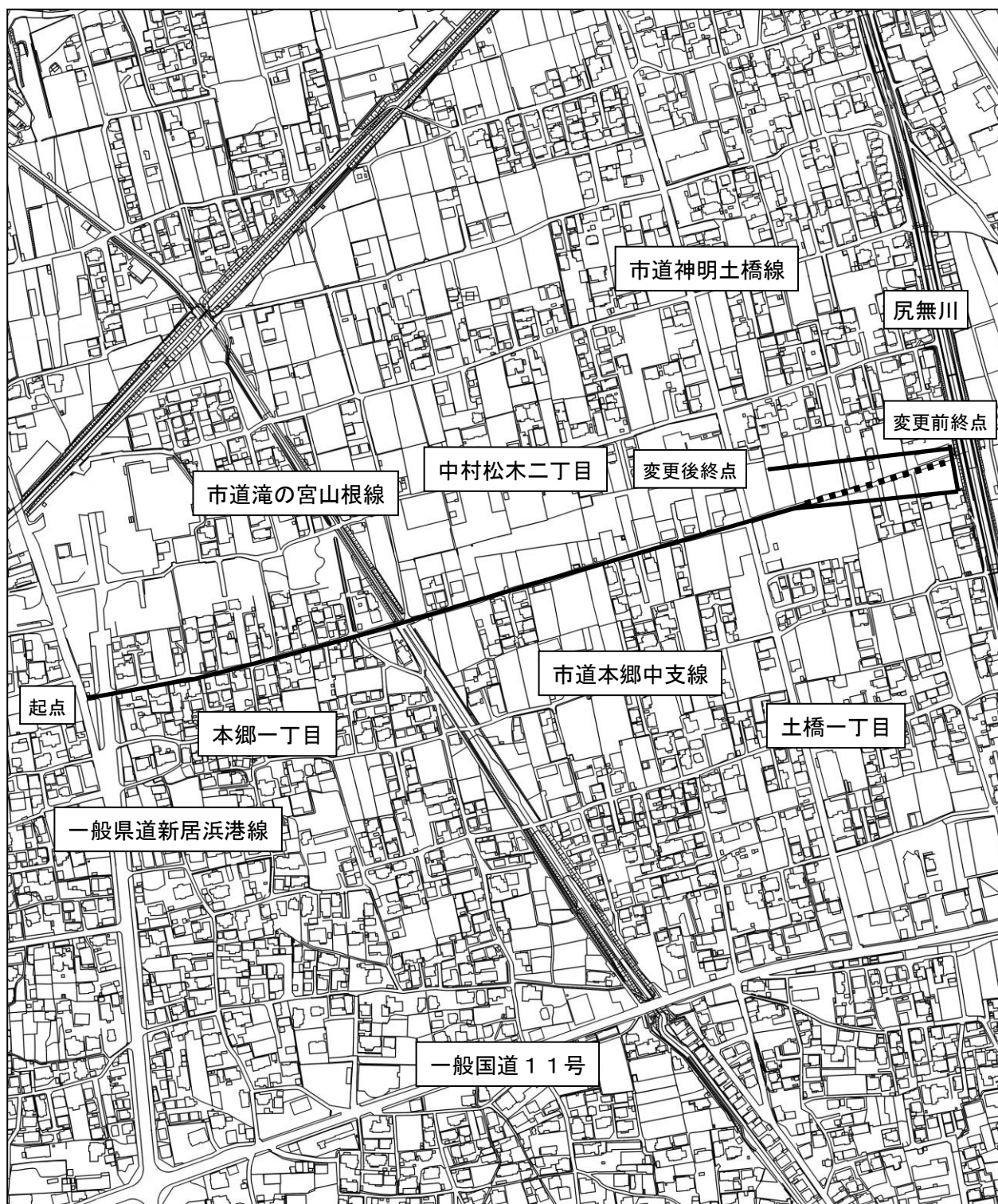
廃止路線位置図

8 8 大江橋久保田線



変更路線位置図

3 5 7 本郷北支線



議 案 第 2 号

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、法律で規定されていた事項が主務省令で定められることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議 案 第 3 号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議 案 第 4 号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 5 4 の項、5 6 の項及び 5 7 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表 5 8 の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表 5 9 の項から 6 1 の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第 3 の 2 の項事務の欄中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表 3 の項事務の欄中「建築主事等」を「検査実施者」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築基準法の一部が改正され、

法律の題名が改められたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議 案 第 5 号

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改める。

第74条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「地方自治法」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正され、保護命令を規定する条項が変更されたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議 案 第 6 号

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
について

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例（平成 7 年条例第 2 9 号）の一部を次の
ように改正する。

第 3 条第 5 号中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改める。

第 1 2 条中「備え付け」を「備付け」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文
整備を行うため、本案を提出する。

議 案 第 7 号

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

新居浜市建築基準法施行条例（平成 1 2 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「令」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 2 8 0 号）第 2 条の規定による改正前の令」に改める。

第 8 条第 2 項中「第 6 条及び第 7 条」を「前 2 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

建築基準法施行令の一部が改正され、引用法令条項の内容が改められたこと等による
所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議 案 第 8 号

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新居浜市水道事業給水条例（平成 1 0 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項、第 3 5 条第 2 項ただし書及び第 3 9 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

水道法の一部が改正され、厚生労働大臣の権限の一部が国土交通大臣へ移管されることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議 案 第 9 号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	4 5 0 円	
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	7 5 0 円	

」を

「

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付（戸籍証明書の広域交付を含む。）	1 通につき	4 5 0 円	
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付（除籍証明書の広域交付を含む。）	1 通につき	7 5 0 円	

」に、

「

届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付	１通につき	３５０円	
---	-------	------	--

」を

「

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報提供等記録開示システムを通じて発行する場合及び戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書を同時に交付する場合を除く。）	１件につき	４００円	
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報提供等記録開示システムを通じて発行する場合及び除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書を同時に交付する場合を除く。）	１件につき	７００円	
届出若しくは申請の受理の証明書、戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付	１通につき	３５０円	

」に、

「

戸籍法第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	１件につき	３５０円	
---	-------	------	--

」を

「

戸籍法第４８条第２項（同法第１１７条において準用する場合を含む。）の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	１件につき	３５０円	
--	-------	------	--

」に

改める。

別表第2第2項第2号オ（ア）中「1，180，000円」を「1，450，000円」に改め、同号オ（イ）中「1，410，000円」を「1，720，000円」に改め、同号オ（ウ）中「1，590，000円」を「1，920，000円」に改め、同号オ（エ）中「1，950，000円」を「2，360，000円」に改め、同号オ（オ）中「2，270，000円」を「2，740，000円」に改め、同号オ（カ）中「4，550，000円」を「5，640，000円」に改め、同号オ（キ）中「5，820，000円」を「7，240，000円」に改め、同号オ（ク）中「7，070，000円」を「8，790，000円」に改め、同表第10項第2号を次のように改める。

（2）高圧法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、次項及び第19項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第37条の4第1項の許可を受けた移動式製造設備	6，000円
イ アに規定する移動式製造設備以外の移動式製造設備	
（ア）処理容積が1，000万立方メートル以上の設備	91，000円
（イ）処理容積が500万立方メートル以上1，000万立方メートル未満の設備	75，000円
（ウ）処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	60，000円
（エ）処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	44，000円
（オ）処理容積が10万立方メートル以上50万立方メー	27，000円

	トル未満の設備	
	(カ) 処理容積が 2 万 5, 0 0 0 立方メートル以上 1 0 万立方メートル未満の設備	2 1, 0 0 0 円
	(キ) 処理容積が 5, 0 0 0 立方メートル以上 2 万 5, 0 0 0 立方メートル未満の設備	1 6, 0 0 0 円
	(ク) 処理容積が 1, 0 0 0 立方メートル以上 5, 0 0 0 立方メートル未満の設備	1 3, 0 0 0 円
	(ケ) 処理容積が 2 0 0 立方メートル以上 1, 0 0 0 立方メートル未満の設備	1 1, 0 0 0 円
	(コ) 処理容積が 1 0 0 立方メートル以上 2 0 0 立方メートル未満の設備	7, 4 0 0 円

別表第 2 第 1 4 項中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号。以下「液石法」という。）」を「液石法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中別表第 1 の改正規定は令和 6 年 3 月 1 日から、別表第 2 の改正規定及び次項の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料を徴収するため、及び浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料を改定するため、本案を提出する。

議 案 第 1 0 号

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例

新居浜市職員定数条例（昭和34年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「638人」を「651人」に改め、同条第5号中「86人」を「73人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。

提案理由

令和6年9月から新居浜市西部学校給食センターが稼働することに伴い、給食関係の職員の数を見直すことから、市長及び教育委員会の事務部局の職員の定数を改めるため、本案を提出する。

議 案 第 11 号

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第26
号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、「並びに期末手当」を
「並びに期末手当及び勤勉手当」に改める。

第4条第1項中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第14条の2 給与条例第23条（第2項第2号及び第4項を除く。）の規定は、会計
年度任用職員（市長が規則で定める職員に限る。）について準用する。この場合にお
いて、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職
員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が
それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡

した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5」とあるのは「当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50」と、同条第3項中「基準日現在」とあるのは「基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)」と、「給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、フルタイム会計年度任用職員にあっては「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額」と、日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては「市長が規則で定める額」と読み替えるものとする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 新居浜市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第23条第1項」を「第23条第1項(会計年度任用職員の給与条例第14条の2の規定により準用する場合を含む。)」に、「職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を「職員」に改める。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、及び期末手当の支給割合を改めるため、本案を提出する。

議 案 第 1 2 号

新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例

第1条 新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

新居浜市西部学校給食センター	新居浜市王子町4番5号
----------------	-------------

第2条 新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第2条の表新居浜市高津共同調理場の項を削る。

第4条中「場長又は所長」を「所長」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は同年9月1日から施行する。

提案理由

新たに完成する新居浜市西部学校給食センターを学校給食共同調理場として管理する

ため、及び同センターの稼働に伴い、高津共同調理場からの給食の提供を終了し、同調理場を廃止するため、本案を提出する。

議 案 第 13 号

新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市市民プール設置及び管理条例（昭和47年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

9時30分～13時	13時～17時	17時～20時
2,200円	4,400円	4,400円
3,300円	5,500円	5,500円

」を

「

10時～13時	13時～18時
2,200円	4,400円
3,300円	5,500円

」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

新居浜市東雲市民プールの使用時間を変更することに伴い、50メートルプールの占有に係る使用料の区分を変更するため、本案を提出する。

議 案 第 1 4 号

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第 5 3 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育施設等における重要事項の閲覧方法を追加するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議 案 第 1 5 号

新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の
一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め
る条例等の一部を改正する条例

（新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の
一部改正）

第 1 条 新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条
例（平成 3 0 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「指定居宅介護支援」を「指定居宅介護支援（法第 4 6 条第 1 項に
規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 4 項中「地域包括
支援センター」を「地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」とい
う。）」に改める。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定
介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定に
より地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受け

て、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

第4条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「管理者が同一敷地内にある」を「管理者が」に改める。

第6条第2項中「居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）」を「居宅サービス計画」に、「こと、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を「こと」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第15号ア中「1回、利用者の居宅を訪問し」を「1回」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者

の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第20号中「、居宅サービス計画に」を「、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。次号において「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第18号の2に規定する」に、「訪問介護（」を「訪問介護（同号に規定する」に改め、同条第20号の2中「割合が」を「割合が指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する」に改め、同条第29号中「基づき、」を「基づき、地域包括支援センターの設置者である」に改める。

第24条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する重要事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条前段中「基準該当居宅介護支援」を「基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）」に改める。

第33条第1項中「第9条（第32条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（第32条）」を「第9条及び第15条第27号（これらの規定を前条）」に、

「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

（新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「第1項第4号ア」を「前項第4号ア」に、「以上（」を「以上（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第2項ただし書に規定する）」に改め、同条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に改める。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

（8）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（9）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する重要事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第2項中「第42条第2項第3号」を「前条第2項第3号」に改める。

第47条第2項ただし書中「以上(」を「以上(指定地域密着型サービス基準第6条第2項ただし書に規定する」に改め、同条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「又は同一敷地内の」を「又は」に、「当該同一敷地内の」を「当該」に、「いう。第83条第1項において同じ」を「いう」に改める。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に改める。

第59条の5第4項中「開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った」を「開始前に」に改める。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に改める。

第59条の26第4項中「開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った」を「開始前に」に改める。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に改める。

第63条第4項中「開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った」を「開始前に」に改める。

第65条第2項中「以下同じ。）若しくは」を「以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」に改める。

第66条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に、「かつ、同一敷地内にある」を「かつ、」に改める。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「介護老人保健施設」に改める。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に、「施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「施設等」に改める。

第121条ただし書中「ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を「ただし、」に改める。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1）利用者の病状が急変した場合等において医師、看護師又は准看護師が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（2）当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定す

る指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に、「第59条の16第2項第1号」を「、第59条の16第2項第1号」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担の軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割の分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に改める。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第4項中「第152条第1項第6号」を「次条第1項第6号」に改め、同条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に、「限る。」又は介護支援専門員（指

定介護療養型医療施設の場合に限る」を「限る」に改める。

第152条第1項第6号中「医療法」を「医療法（昭和23年法律第205号）」に改める。

第165条の2中「医師」を「医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「場合は、同一敷地内にある」を「場合は、」に改める。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。

- （1）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- （2）当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- （3）入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等

を、市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」を「第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2」に改める。

第190条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第13項中「前項の別に厚生労働大臣が定める」を「前項の」に改める。

第192条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に、「施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を「施設等」に改める。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号と

し、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に、「97条第2項」を「第97条第2項」に改める。

第203条第1項中「第202条」を「前条」に、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

附則第5条から第9条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に改める。

第7条第4項中「開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った」を「開始前に」に改める。

第9条第2項中「指定居宅サービスをいう。」を「指定居宅サービスをいう。第44

条第6項及び」に、「若しくは指定介護療養型医療施設（」を「若しくは」に、「第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を「第83号）」に、「指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「指定介護療養型医療施設」に、「同条第7項」を「第44条第7項」に改める。

第10条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に、「かつ、同一敷地内にある」を「かつ、」に改める。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する重要事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第1号から第12号まで」を「第1号から第14号まで」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

（10）指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他

の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「介護老人保健施設」に改め、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「いう。以下同じ」を「いう」に改める。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この項において「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るた

め、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に、「施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「施設等」に改める。

第79条ただし書中「ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を「ただし、」に改める。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

（新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第123条」を「第123号」に改める。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に、「事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を「事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2）管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第3項中「担当職員」を「担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」に改め、同条第4項中「技術を使用する」を「技術を利用する」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で

作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 35 条第 1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第 8 条中「いう。」を「いう。第 12 条第 2 項及び」に改める。

第 12 条に次の 2 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第 13 条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 14 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第 1 号中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）」を「介護保険法施行規則」に改め、同条第 4 号中「規定」を「規定（第 32 条第 31 号の規定を除く。）」に改める。

第 17 条第 1 号中「いう。以下同じ」を「いう」に改める。

第 23 条第 1 項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する重要事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 30 条第 2 項第 2 号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 32 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行

為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

（2）の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（2）の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第17号ア中「1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を「1回」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」を「月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

（ア）テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

（イ）サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第 3 2 条に次の 1 号を加える。

(3 1) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 1 1 5 条の 3 0 の 2 第 1 項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第 3 4 条中「第 1 2 条」を「第 1 2 条第 1 項」に、「含む。）」を「含む。）」と、第 3 2 条第 3 1 号中「市長」とあるのは「市町村長（特別区の長を含む。）」に改める。

第 3 5 条第 1 項中「第 9 条（第 3 4 条において準用する場合を含む。）及び第 3 2 条第 2 8 号（第 3 4 条」を「第 9 条及び第 3 2 条第 2 8 号（これらの規定を前条」に、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条中新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例附則第 5 条から第 9 条までの改正規定 公布の日

(2) 第 1 条中新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第 2 4 条に 1 項を加える改正規定、第 2 条中新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 3 4 条に 1 項を加える改正規定、第 3 条中新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 3 2 条に 1 項を加える改正規定及び第 4 条中新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 2 3 条に 1 項を加える改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間は、第 2 条の規定による

改正後の新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第 9 2 条第 7 号及び第 1 9 7 条第 7 号並びに第 3 条の規定による新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第 5 3 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第 3 条 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第 1 0 6 条の 2（新地域密着型サービス基準条例第 1 2 8 条、第 1 4 9 条、第 1 7 7 条、第 1 8 9 条及び第 2 0 2 条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 3 条の 2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第 8 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第 4 条 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第 1 7 2 条第 1 項（新地域密着型サービス基準条例第 1 8 9 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本市における指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の見直しを行う等のため、本案を提出する。

議 案 第 16 号

新居浜市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市漁港管理条例の一部を改正する条例

新居浜市漁港管理条例（昭和51年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第7条第2項中「危険物」を「危険物等」に改める。

第8条中「漁港区域内」を「漁港の区域内」に改める。

第14条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に、「（以下「採取者等」という）」を「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る）」に改め、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

第18条第6号中「第17条第1項」を「前条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、漁港施設等活用事業に係る占用料を徴収するため、

及び法律の題名が改められたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。